

急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課・予防接種課

1. 制定の趣旨

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 11 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣は、特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症について特定感染症予防指針を作成することとされており、特定感染症予防指針を作成する感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 2 条に規定されている。
 - 急性の上気道炎あるいは下気道炎を呈する症候群である急性呼吸器感染症（※）は、症状、感染経路等に共通点が多く、一体的な対策を講ずることが有効な感染拡大防止につながるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 156 号）により、特定感染症予防指針を作成すべきものとして規則第 2 条に加えられた。
 - これを踏まえ、急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針を定める。なお、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、本指針はインフルエンザに関する個別予防接種推進指針と一体のものとして定める。
 - なお、インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成 11 年厚生省告示第 247 号）については、廃止する。
- （※） 指針の対象となる急性呼吸器感染症：RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、オウム病、クラミジア肺炎、新型コロナウイルス感染症、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎及びレジオネラ症に加え、ヒトメタニューモウイルス感染症、肺炎球菌感染症等の急性の呼吸器症状を呈する感染症

2. 告示案の概要

（1）原因の究明

①基本的考え方

- ・急性呼吸器感染症に対しては、通年の感染防止対策を行いつつ、流行時に適時に対策を強化することが重要であること。
- ・急性の呼吸器症状を呈する症候群としての発生動向を平時より把握することは、感染症危機に備える観点からも重要であること。
- ・急性呼吸器感染症に関する情報の収集やその公開が最も基本的な対策事項であること。

②発生動向の調査の強化

- ・個々の感染症に加え、急性呼吸器感染症の患者及び病原体の動向を把握していること。
- ・国及び都道府県等は、発生届等の電磁的な方法による提出を促進すること。

- ・総合的な調査を行うことにより、新たに重篤な急性呼吸器感染症が発生した場合も、その動向を把握することが可能になること。
- ・国、都道府県等及び国立健康危機管理研究機構（以下「J I H S」という。）は、流行中の急性呼吸器感染症の性状等の把握、包括的なリスク評価を着実に実施すべきであること。

③発生動向の調査結果の公開及び提供の強化

- ・国、都道府県等及びJ I H Sは、個々の感染症に加え、急性呼吸器感染症の発生動向の調査結果を迅速に公開すること。
- ・J I H Sは、蓄積された発生動向の情報を踏まえ、個々の感染症に関するリスクを評価するとともに、当該評価等も踏まえて注意報・警報の基準等の検討を行うこととする。
- ・国、J I H S及び都道府県等は、発生動向について、国民に向けてわかりやすく公表するとともに、医療関係者が診断、検査試薬の選択等に活用できるよう、調査の結果を公表する必要があること。

④国際的な発生動向の把握

- ・国及びJ I H Sは、国際的な急性呼吸器感染症の発生動向を把握すること。

（２）発生の防止及びまん延の防止

①基本的考え方

- ・国及び都道府県等は、医師会等の関係団体とともに、国民の予防の取組を積極的に支援していくことが重要であること。

②集団感染の発生の防止及び対応の強化

- ・学校、社会福祉施設等、医療機関等（以下「施設等」という。）においては、日常の健康管理・環境の向上・病原体の持ち込みを防ぐことが重要であること。
- ・国は、必要に応じて施設等での標準的な感染防止の手引きを策定し、都道府県等とともに各施設等へと周知する必要があること。
- ・都道府県等は、集団感染の発生が疑われる場合、施設等の協力を得ながら積極的疫学調査を実施し、感染の再発防止に役立てることが望ましいこと。都道府県等及びJ I H Sは、施設等からの求めに応じて適切な支援及び助言を行うこと。

③一般的な予防方法の普及

- ・国及び都道府県等は、国民に対し、科学的根拠に基づいた一般的な感染予防策の周知徹底を図ることが重要であること。
- ・予防接種法上の予防接種の対象となる疾病は、予防接種等の普及、適切な実施が重要であること。接種対象者が自らの判断で接種を決定するため、正しい知識の普及に努めること。

④一般向け情報提供体制及び相談機能の強化

- ・国及びJ I H Sは、急性呼吸器感染症に関する情報を発信するため、情報提供体制及び相談機能を強化することが重要であること。

- ・国及びJ I H Sは、国民に対してわかりやすく情報発信していくなど、リスクコミュニケーションに努めることが重要であること。その際、感染症に関する偽・誤情報の流布や患者に対する偏見・差別等が生ずるおそれがあること等にも留意する必要があること。

(3) 医療の提供

①基本的考え方

- ・適切な検査方法の選択が、的確な診断・適切な治療方法の決定につながる。特に抗微生物薬等の投与を開始する場合、薬剤耐性の発生防止のため、適切な治療薬を適切な量・間隔で投与することや、医師と薬剤師が協力し、患者が治療薬を適切に服用するよう、わかりやすく説明・指導することが重要であること。

②情報発信の強化

- ・国、都道府県等及びJ I H Sは、医療機関等の関係団体との連携を図りながら、各種学術情報の発信強化を行うとともに、医療関係者が検査試薬の選択判断等に活用できるよう、感染症の発生動向に係る調査の結果を公表する必要があること。

③流行が拡大した場合に備えた対応の強化

- ・急性呼吸器感染症の患者が急激に増加した場合は流行状況や対応に地域による違いがあることも踏まえ、平時から継続的に、国、都道府県等、医療機関等が相互に連携を図ることが重要であること。
- ・国及び都道府県等は、患者が急激に増加した場合を想定して消防・医療機関との一層の連携強化を図り、医療提供体制をあらかじめ検討しておくことが重要であること。

(4) 研究開発の推進

①基本的考え方

- ・良質かつ適切な医療の提供等につながる、社会的側面や政策的側面にも配慮した研究を実施すべきであること。
- ・国、都道府県等及びJ I H Sは、国内の研究基盤を整備し、民間における研究開発を推進・支援するとともに、研究開発の重要性を周知することが重要であること。

②治療薬等の研究開発

- ・国及びJ I H Sは、急性呼吸器感染症のうち、重点感染症や予防接種に関する基本的な計画（平成 26 年厚生労働省告示第 121 号）において開発優先度の高いワクチンとして選定された感染症等について、ワクチン、治療薬、診断方法等に関する研究強化のため、研究者や製薬会社等に、検体や病原体等を積極的に提供すること。

③疫学研究の推進

- ・国及びJ I H Sは、急性呼吸器感染症の発生及びまん延の状況の早期把握、短期的又は中長期的な疾病負荷、超過死亡等の把握、流行予測の手法に関する研究、重症化リスクの高い者に関する疫学研究等を推進することが重要であること。

④研究機関の連携体制の整備

- ・地方衛生研究所等、大学、独立行政法人国立病院機構等から成る研究機関の間で連携して研究を実施できるよう、国、都道府県等及びJ I H Sの連携が重要であること。

⑤研究評価の充実

- ・国は、各助成事業等を通じて研究の成果を的確に評価するとともに、国民や医療関係者等に対する公開及び提供を積極的に行うことが重要であること。

(5) 国際的な連携

①基本的考え方

- ・急性呼吸器感染症は地球規模の感染症であり、国際機関、関係国との連携を図りつつ、対策を進めていくことが極めて重要であること。

②国際機関との連携強化

- ・国は、J I H Sと連携し、世界保健機関その他の国際機関への支援を通じて、国際的な発生動向の調査の体制を構築するとともに、その情報を迅速に収集できる体制を構築することが必要であること。

③諸外国との協力体制の整備

- ・国及びJ I H Sは、急性呼吸器感染症の予防方法等の標準化、治療方法の開発等について諸外国と情報交換を行うとともに、共同でこれらを行う政府や研究機関間の協力体制の整備等を進めていくことが重要であること。
- ・急性呼吸器感染症の発生動向の調査体制の整備に関する他国への技術支援のほか、感染の拡大の抑制等のための二国間保健医療協力分野でも積極的に協力を推進することが望ましいこと。

(6) 関係機関との連携の強化等

①基本的考え方

- ・関係省庁においては、感染予防対策に係る普及啓発、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進を図るとともに、感染症の発生動向の調査体制の充実、報道機関等を通じた積極的な広報活動の推進・リスクコミュニケーションの強化等を図ることが重要であること。

②保健所及び地方衛生研究所等の機能強化

- ・保健所は、地域における感染症対策の中核となり、感染予防対策推進に当たっての所管地域の特性等の分析のための機能強化を図ることが重要であること。
- ・地方衛生研究所等は、J I H Sと連携するとともに、調査・研究、試験・検査、情報収集等及び研修指導等の業務を遂行するため、機能強化を図ることが重要であること。

③感染症対策物資等に係る供給体制の整備等

- ・国は、感染症対策物資等の円滑な生産・流通が図られるよう、流行状況を踏まえて関係機関と連携し早めの対応に努めることが重要であること。

④専門家会合の開催

- ・国は、必要に応じて厚生科学審議会感染症部会において急性呼吸器感染症対策に関

する審議を行い、その結果を急性呼吸器感染症対策に反映すること。

⑤本指針の進捗状況の評価及び展開

- ・国は、必要に応じて、流行期における急性呼吸器感染症の発生状況及び本指針に基づく取組の進捗状況を取りまとめ、次の流行期に備えておくべきであること。

(7) 各感染症に応じた対応

- ・急性呼吸器感染症は多様かつ幅広い病原体によって引き起こされ、それぞれ症状等に違いがあるものの、共通するところも多いことから、(1)から(6)までの共通対策を講ずることが効率的な感染拡大防止に寄与すること。
- ・一方で、インフルエンザについては、個別予防接種推進指針の対象疾病であること、新型コロナウイルス感染症については、五類感染症に位置づけが変更されて間もなく、引き続き患者増加に注視が必要であり、り患後症状が長く継続することもあることから、これらの感染症については、以下の事項について留意すること。

①インフルエンザ

- ・個別予防接種推進指針の対象疾病であることから、(1)から(6)までの急性呼吸器感染症に共通する内容に加えて、インフルエンザの予防接種の推進に関する以下の事項について留意すること。

(ア) 予防接種の推進

- ・予防接種が基本となる予防方法であり、推進していくべきこと。
- ・市町村は、予防接種法に基づく予防接種対象者に対し、その旨の周知に努めること。
- ・国民が自らの判断で予防接種を決定できるよう、正しい知識の普及に努めること。
- ・予防接種事務のデジタル化を進めるとともに、国は専門家と連携して、予防接種記録等の情報を格納した予防接種データベースを構築することが求められること。

(イ) インフルエンザワクチン等の供給

- ・国は、インフルエンザワクチン、診断薬及び治療薬の円滑な生産・流通が図られるよう努めることが重要であること。
- ・特にインフルエンザワクチンについては、需給ひっ迫に対する平時からの備えを進め、需給状況の明確化を図ることが重要であること。予期せぬ需要の増大が生じた場合は、重症化リスクの高い者への円滑な接種に配慮しつつ、供給面についての対策を検討することが重要であること。

(ウ) インフルエンザワクチン等の研究開発

- ・国による、より有効かつ安全なインフルエンザワクチン及び治療薬の開発、診断方法等の開発に向けた研究等の強化、戦略的な研究目標の設定が重要であること。

②新型コロナウイルス感染症

- ・新型コロナウイルス感染症は、五類感染症に変更して間もなく、引き続き患者の増加に注視が必要であり、り患後症状が継続することもある感染症であること等を踏まえ、(1)から(6)までの急性呼吸器感染症に共通する内容に加えて、新型コロナウイルス感染症対策に関する以下の事項について留意すること。

- ・ 予防接種が発病や重症化の予防に有効であるため、特に高齢者や一定の基礎疾患を有する者に対しては、接種の意義を周知し、円滑な接種体制を整備することが重要であること。
- ・ 国は、科学的知見を踏まえて作成された治療に関するガイドライン等を厚生労働省のホームページで引き続き掲載するほか、り患後症状について調査研究で得られた知見等を情報提供することも重要であること。さらに、都道府県等は、り患後症状に悩む方の診療をしている医療機関の周知に努めるべきであること。

3. 根拠条項

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 11 条第 1 項
- 予防接種法第 4 条第 1 項

4. 適用期日等

- 告 示 日：令和 7 年 11 月下旬（予定）
- 適用期日：告示日の翌日